

高齢者福祉施設 施設長
介護サービス事業所 管理者 各位

福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課長

加算届等の提出方法について（通知）

令和8年度以降、当市における加算届提出先が変更となりますので、下記のとおりご対応をお願いいたします。

記

1 提出方法・提出先

(1)加算届について

①電子申請・届出システムによる提出

従来と変更はありません。原則として本システムにより提出してください。

②郵送等による提出【今回の変更点】

やむを得ず郵送等で提出する場合、各サービスチェック表の下部にある「電子申請による申請（届出）ができない理由」に記載のうえ、以下のとおり福岡市役所福祉局高齢社会部事業者指導課宛てに提出してください。

※すでに郵送済みのものについては、再提出は不要です。

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号

福岡市役所 福祉局事業者指導課 宛

※封筒に朱書きで「加算届在中」と記載してください。

(2)介護職員等処遇改善加算に係る計画書等について

介護職員等処遇改善加算届専用ホームページを開設しますので、専用ホームページから提出してください。専用ホームページの案内は後日通知します。

詳細は、令和8年3月23日付 福指第1763号 福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課長通知「令和8年度介護職員等処遇改善加算に係る届出について（通知）」をご確認ください。

2 変更日

令和8年4月1日（水）から

○ホームページ掲載箇所

福岡市ホームページ > 健康・医療・福祉 > 高齢・介護 > 事業者の方へ > 各種手続き・運営指導に関すること > 介護報酬に関する届出（加算・減算） > 1 加算・減算

URL: <https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/jigyousyasido/health/00/05/kaigohousyu.html>

【問い合わせ先】

福岡市 福祉局 高齢社会部 事業者指導課

【施設指導係】 shisetu-shido@city.fukuoka.lg.jp

【在宅指導係】 kyotaku@city.fukuoka.lg.jp